

京都市上下水道局専決規程の一部を改正する規程を公布する。

平成23年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

京都市上下水道局管理規程第15号

京都市上下水道局専決規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局専決規程の一部を次のように改正する。

第1条中「京北分室担当課長」の右に「，給水区域再編担当課長」を加える。

第4条第2項中「又は経営計画担当課長」を削る。

別表第1課長（水道管路管理センター及び鳥羽水環境保全センターの課長を除く。）、業務管理担当課長，所長（水質管理センター所長，水道管路管理センター所長及び鳥羽水環境保全センター所長を除く。）及び場長の項第1号中「及び京北分室担当課長は」を「，京北分室担当課長及び給水区域再編担当課長を」に改める。

別表第1担当課長，経営推進担当課長，経営計画担当課長，コンプライアンス担当課長，人材育成担当課長，料金・システム企画担当課長，北部特環担当課長及び京北分室担当課長の項中「及び京北分室担当課長」を「，京北分室担当課長及び給水区域再編担当課長」に改める。

別表第2次長の項第15号中「許可」の右に「及びこれに伴う使用料の減免」を加え，同項第16号中「減免」の右に「(前号に係るものを除く。)」を加える。

別表第2総務部長の項中第5号から第12号までを削り，第4号の次に次の13号を加える。

- (5) 1件5,000,000円以下の予算の流用に関する事。
- (6) 1件50,000,000円以下の工事請負契約に伴う経費の支出決定に関する事。
- (7) 1件100,000,000円以下の工事請負契約に関する事。
- (8) 1件20,000,000円以下の物品等の調達契約及びこれに伴う経費の支出決定に関する事。
- (9) 1件300,000円以下の行政財産の用途の廃止に関する事。
- (10) 1件1,000,000円以下の不用物品の売却及び交換の決定並びに契約に関する事。

- (11) 1件賃料月額200,000円以下の不動産の借受契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関する事。
- (12) 1件使用料月額100,000円以下の行政財産の目的外使用の許可に関する事。
- (13) 職員公舎に係る入退舎等に関する事。
- (14) 負担の伴わないもので見積価額又は金額400,000円未満の金品の寄付受納に関する事。
- (15) 一時借入金の借入及び元利償還に関する事。
- (16) 既納の使用料及び手数料の還付に関する事。
- (17) 企業債の収入及び元利償還並びにこれらに伴う経費の支出決定に関する事。

別表第2 経営改革担当部長の項中第1号から第6号までを削り、第7号を第1号とし、第8号を第2号とする。

別表第2 料金・システム企画担当課長の項第6号を次のように改める。

- (6) 使用水量と異なる汚水排出量の認定に関する事。ただし、北部地域特定環境保全公共下水道（水道事業の給水区域に係るものを除く。）及び京北特定環境保全公共下水道（以下「京北下水道」という。）に関するものを除く。

別表第2 資器材・防災センター所長の項第2号中「(以下次号において「規程」という。)」を削る。

別表第2 技術監理室長の項第5号を削る。

別表第2 地域事業課長の項に次の2号を加える。

- (6) 京都市特定環境保全公共下水道条例（以下「特環下水道条例」という。）第21条による排出量の認定に関する事。ただし、北部地域特定環境保全公共下水道に関するもの（水道事業の給水区域に係るものを除く。）に限る。
- (7) 特環下水道条例第22条による装置の設置に関する事。ただし、北部地域特定環境保全公共下水道に関するもの（水道事業の給水区域に係るものを除く。）に限る。

別表第2 京北分室担当課長の項第13号から第17号までを次のとおり改める。

- (13) 特環下水道条例第5条による排水管の内径等の決定に関する事。ただし、京北下水道に関するものに限る。
- (14) 特環下水道条例第7条による計画の確認及び検査に関する事。ただし、京北下水道に関するものに限る。
- (15) 特環下水道条例第8条による清掃に関する事。ただし、京北下水道に関するもの

に限る。

(16) 特環下水道条例第21条による排出量の認定に関すること。ただし、京北下水道に関するものに限る。

(17) 特環下水道条例第22条による装置の設置に関すること。ただし、京北下水道に関するものに限る。

別表第2下水道部管理課長の項第8号及び第13号中「しゅん工検査」の右に「又は完了検査」を加える。

別表第2下水道部施設課長の項第4号中「公共下水道事業条例第11条の2による」を削る。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部総務課)